

## 2次評価を踏まえた今後の対応について

総務省政・独委意見	事務局（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。</p> </li> <li> <p>・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである（国立精神・神経医療研究センター及び国立成育医療研究センター）。</p> </li> <li> <p>・ 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。</p> <p>今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>○左記に記載のある項目について、数値目標を設定していない法人については平成24年度以降の年度計画策定時、数値目標を設定するよう法人に要請する。</p> </li> <li> <p>○中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請する。</p> </li> <li> <p>○自己評価の根拠を具体的網羅的に説明するよう法人に要請する。</p> </li> </ul>

上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである（国立国際医療研究センター）。

- ・ 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。

これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中期計画を上回っている）としている。

今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである（国立循環器病研究センター及び国立国際医療研究センター）。

- ・ 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。

○年度計画において経常収支率を100%未満で設定している場合はその妥当性（五年で100%以上になるよう設定されているか）について評価シートに記載するよう法人に要請する。

○自己評定のチェック及び全法人評価終了後、評定修正時間を設け修正。